

検察審査会の受理件数，議決件数等

区分 年次	審 査 事 件								第 二 段 階 の 審 査				建 議 ・ 勸 告	
	新 受			既 済					未 済	開 始	既 済			未 済
	申 立 て に よ る も の	職 権 に よ る も の	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当	申 立 却 下 ・ 移 送) そ の 他 (審 査 打 切 り)	合 計			起 訴 議 決	起 訴 議 決 に 至 ら ず		
平成 2 4 年	2,131	43	2,174	8	128	1,600	416	2,152	758	6	1	5	1	0
2 5	1,899	48	1,947	1	77	1,658	232	1,968	737	0	1	0	0	0
2 6	2,043	37	2,080	9	114	1,670	226	2,019	798	1	0	1	0	1
2 7	2,174	35	2,209	4	118	1,801	248	2,171	836	3	3	0	0	0
2 8	2,154	36	2,190	3	101	2,023	216	2,343	683	1	0	0	1	0
施行以来総計	157,710	13,707	171,417	2,409	15,888	99,525	52,912	170,734		25	14	10		545

- (注) 1 「建議・勸告」は件数建てによる事件数であり，その他はすべて被疑者数による延べ人数である。
 2 「審査事件」の各数値は，第二段階の審査を含まない数値である。
 3 「第二段階の審査」は，平成21年5月21日に施行された改正検察審査会法により新設された手続であり，「開始」は，同日以降に起訴相当の議決がなされた事件について，検察審査会法41条の2第1項の通知を受け，又は，同第2項の期間が経過した人員である。
 4 平成28年度の数値は速報値である。